

東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての
中間的な検証結果のまとめ
(第一次報告書)

文 部 科 学 省
平成23年12月22日

目次

第1章	はじめに	1
第2章	文部科学省の緊急時対応体制について	6
	(1) 東日本大震災を受けた文部科学省の緊急時対応体制	6
	(2) 主な課題と教訓	6
	(3) 提言	17
	(4) 関係資料	20
第3章	東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての 検証のまとめ	46
第4章	職員から募集した意見のまとめ	96
	(参考資料)	100

第1章 はじめに

(今回の検証について)

文部科学省は、東日本大震災から半年以上が経過した時点において、復旧・復興に関する取組の課題を整理するとともに、教訓等を記録として残し、今後の危機管理等の取組に活用するため、中間的検証を行うこととしました。

このため、城井政務官の下に省内の検証チームを設置し、東日本大震災からの復旧・復興に関する文部科学省の取組を大きく次の7つの項目に分けて整理した上で、各部局に自己検証を促すとともに、全職員から意見募集を行いました。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 緊急時対応体制 | 5. 科学技術分野の支援 |
| 2. 被災地・被災者への緊急支援 | 6. 文化・スポーツ分野の支援 |
| 3. 学校における教育活動等への支援 | 7. 原子力災害への対応 |
| 4. 教育施設の復旧・復興への支援 | |

職員から募集した意見は、96ページからの第4章にまとめました。また、各部局において自己検証した個々の取組の結果は、これらの意見も踏まえつつ、46ページからの第3章にまとめました。

(今回の検証結果の概要について)

地震・津波災害と原子力災害の複合災害であり、大規模で長期に及ぶ前例のない今回の災害に対しては、刻々と変化するニーズに柔軟かつ的確に対応する必要がありました。

このため、東日本大震災が発生した3月11日、文部科学省は防災業務計画に基づき、すみやかに文部科学省東北地方大平洋沖地震非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部」という。）及び文部科学省原子力災害対策支援本部（以下「原子力災害対策支援本部」という。）を設置し、4月11日には文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部（以下「復旧・復興対策本部」という。）を設置するなど、震災直後から復旧・復興の各段階に応じて省内の体制の整備に努めました。

危機管理のためには、まず何よりも、必要な情報が適時適切に入手・共有でき、分析・評価の上、応答・発信されるという一連のシステムが確立され、実際に運用される必要があると言われます。

実際、地震・津波災害と原子力災害に応じ、省内に2つの本部を併置しての緊急時の対応は初めてのことであり、防災業務計画などに定める既存のルールを超え、試行錯誤が続きました。機動的に政務三役会議を開催しての迅速な意思決定、本来の職務内容にかかわらず適任者を本部事務局に緊急投入しての対処、全省的な職員のやりくりによる24時間体制の維持など省一丸となって柔軟に取り組みました。

しかしながら、未曾有の災害発生による大きな混乱の中で、情報不足や欠如、情報の錯綜などが生じ、省としての確な意思決定を行う前提となる適切な情報の入手などが極めて困難な状況の中での対応を余儀なくされました。

このような中、今回の地震・津波と原子力災害は、特に岩手県、宮城県、福島県の学校に深刻な人的・物的被害を生じさせ、一刻も早く対応する必要がありました。

まず、「平成23年（2011年）東北地方太平洋地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」（平成23年3月14日 文部科学副大臣通知）などにより、被災児童生徒等が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、すみやかに受け入れるよう、各教育委員会等に要請しました。その際、各学校において学期末及び新学期を間近に控える中、通知をすみやかに行うとともに、その周知徹底を図るため、通知文に加え、具体的論点をQ&A形式にして作成し、周知したり、初等中等教育局のメールマガジンの臨時号を配信したりするなどの工夫を行いました。

あわせて、被災児童生徒等の教育の機会を確保するため、教科書の給与、就学援助、子どもたちの心のケア、公立学校教職員定数の加配措置など、学校における教育活動等への支援に全力をあげて対応しました。

公立学校教職員定数の加配措置では、被災県等からの要望に迅速に応じ、まず緊急の対応が必要なものについて4月28日に義務教育諸学校分と高等学校分合計424名を追加措置し、追って、6月24日に合計656名を追加措置し、全体で1080名の追加措置を行うなどきめ細やかに対応しました。

さらに、大学等に対しても、ちょうど受験時期と重なったため、すみやかに3月12日に、受験機会の確保、入学手続期間の延長、検定料等の徴収猶予などの取り得る措置の検討及び情報提供を要請しました。

4月1日には、被災地域の子どもたちが必要な支援をより受けやすくするため、被災者のニーズと全国からの提供可能な支援を相互に一覧し、両者のマッチングを支援する「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を民間との協働により開設しました。

このサイトを通じて10月7日までに1210件のマッチングが行われ、学校再開のための机・椅子、ノート・鉛筆等の学用品などの物的支援や各種ボランティア活動などの人的支援が実現しています。

このほか、被害を受けた学校施設、公立社会教育・体育・文化施設の早急な使用を可能にするため、文部科学省職員等を応急危険度判定のために派遣し、建物の当面の使用の可否について判定を行い、児童生徒、教職員の安全を確保するとともに、応急仮設校舎や比較的被害が軽微な学校・公民館等の早期復旧など、復旧費のうち早期に着手が可能な事業

を実施するための経費を平成23年度第1次補正に計上しました。また、大学病院による医師等の派遣など被災地・被災者への緊急支援、科学技術や文化・スポーツ分野の支援など文部科学省がかかわるあらゆる分野にわたり取組を進めてきました。

こうした様々な取組については、第3章の検証のまとめにあるとおり、連絡・通信手段の断絶や関係者間の連携不足などにより時間がかかった、緊急時を想定した日頃からの体制の備えが十分でなかったなど個々の課題はありましたが、限られた条件（予算、時間、人員、情報など）のもと、その時点で考え得る最大限の対応を行ったと言えます。今回の検証で得られた貴重な教訓を今後の取組にぜひ活かしていく必要があります。

一方、今回の地震と津波に伴う東京電力株式会社の原子力発電所事故は、電源喪失、冷却機能喪失、炉心溶融、爆発、そして放射性物質放出に至るといふ、我が国がこれまで経験したことのない事態であり、この原子力災害への対応には極めて大きな困難が伴いました。

文部科学省においては、経済産業省が所管する原子力発電所事故に係る通報を受けた後、すみやかに省内に原子力災害対策支援本部を設置し、求められるニーズに対応して様々な取組を実施してきました。

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）については、防災基本計画にしたがい、文部科学省は（財）原子力安全技術センターに緊急時モードへの移行をすみやかに指示し、センターは原子力発電所における単位量（1ベクレル）放出を仮定した1時間毎の予測計算結果を経済産業省、原子力災害現地対策本部、原子力安全委員会等に提供し続けました。

環境放射線モニタリングについては、地方公共団体の役割とされていた緊急時モニタリングの実施やとりまとめの活動が地震・津波災害等により大きな制約を受ける中、文部科学省は専門家派遣、モニタリングカーの派遣等支援活動を強化してきました。3月16日以降、内閣官房長官（当時）の指示により、文部科学省が環境放射線モニタリングのとりまとめを行うこととなり、陸域、空域、海域モニタリング活動の拡大、各種の放射線量等分布マップの作成、環境放射線モニタリング情報を集約したポータルサイト（英、中、韓国語を含む）の整備など客観的な環境放射線モニタリング情報の収集・提供に努めてきています。

また、児童生徒等が学校において受ける線量低減に向けた対応、緊急被ばく医療に関する専門家の派遣（10月3日現在延べ3,159名派遣）、健康相談ホットラインの開設（10月1日現在42,610件の問い合わせに対応）、原子力損害賠償への対応に取り組んできました。

しかしながら、SPEEDIの計算結果が政府の原子力災害対策本部において避難行動の参考として活用されなかったこと、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関し児童生徒等の被ばく限度として年間20ミリシーベルトを新たに定めたとの誤解を招いたこと、環境放射線モニタリングデータの公表にあたってデータの意味の分析・評価については原子力安全委員会の役割とされたものとして文部科学省からは発信不足であったことなどは、政府機関、専門家、国民との間でリスクに関する情報や意見を適切に相互交換するというリスクコミュニケーションにおいて課題を残したと考えます。

(中間的検証の位置づけと今後について)

このように、今回の検証では、従来想定できなかった課題や教訓等が明らかになりました。いずれも、今後の危機管理等に活用すべき課題です。中でも、どのような災害が起ころうとも、迅速かつ正確な情報の収集、それを踏まえた的確な意思決定と対策を実現するための要諦は、まず緊急時対応体制をいかに整備するかという点であると考えます。

このため、この点については、災害発生後、省内に設置された非常災害対策本部等の事務局の担当者などからも詳しく聴き取りを行うなど、深掘りして検証を行い、特に「文部科学省の緊急時対応体制について」と題して、課題、教訓、そして検証チームとしての提言を第2章に整理しました。

「文部科学省の緊急時対応体制について」は、これらの提言や今回の震災を踏まえた政府全体の見直しなどを踏まえ、担当部局において早急に検討に着手し、年度内を目処としてその結果のとりまとめを行う予定です。

また、これに準じて更に深掘りして検証を行うべきテーマとしては、次のようなものがあると考えます。

- ・ 学校給食や学校の校舎・校庭等の利用判断における考え方など、学校における放射線への対応について
- ・ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の計算結果の活用、公表や環境放射線モニタリング情報の収集、分析、公表の在り方について
- ・ 原子力損害賠償制度とその運用について（※）
- ・ 教員の役割を含め、学校が避難所となった際の対応の在り方について

※原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）附則第6条第1項では、「政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、（略）、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講じるものとする。」とされており、この一環として、本検証とは別に検証等を行います。

このうち、「原子力損害賠償制度とその運用について」を除く上記のテーマ（以下「特定検証テーマ」という。）については、今回整理した課題と教訓等やその後の取組をもとに、関係者からの聴き取りを行うなど担当部局において更に深掘りして検証を行い、追って年度内を目処として検証チームにおいて中間的な検証結果をとりまとめる予定です。

その際には、次の点に十分配慮すべきと考えます。

- ① 事実経過を詳細に収集・整理・保存しておくこと
- ② 当時、当該取組に係る意思決定過程でどのような判断がなされ、なぜそのような課題が生じたのか理由を明らかにすること
- ③ 文部科学省と現場の関係機関等との連携協力は十分なされたのか
- ④ 必要な情報提供を迅速に行い、説明責任は十分に果たされたのか
- ⑤ 文部科学省として取組を行ったというだけでなく、被災地の側からの評価にもできる限り留意すること
- ⑥ 現在、政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」等で第三者的な立場から別途詳細な検証が進められていることから、その検証状況や結果等にも十分留意すること
- ⑦ 迅速な見直し・検証等を進めるため、担当部局の検証作業の担当者を明確にするなど責任ある体制を整備して作業を進めること

言うまでもなく、東日本大震災からの復旧・復興に関する取組は現在もなお進行中であり、最終的な検証結果を出すまでは、今回の検証結果も含めいずれも中間とりまとめとしての位置づけとなります。

検証チームにおいては、今後とも各部局における検証等について適宜フォローアップを行い、必要に応じ、特定検証テーマのほかにも追加的に中間的な検証結果をとりまとめるなど継続的に検証を進め、最終的な検証は、復旧・復興に一定の目処が立った段階で結果をとりまとめることとします。

第2章 文部科学省の緊急時対応体制について

(1) 東日本大震災を受けた文部科学省の緊急時対応体制

文部科学省では、東日本大震災発生（3月11日）のうちに、非常災害対策本部及び原子力災害対策支援本部を設置し、4月11日には復旧・復興対策本部を設置するなど、震災直後の応急段階から復旧・復興の各段階に応じて必要な省内の体制を整備して対応にあたりました。

その間、政府内の連絡調整には、国の緊急災害対策本部等に参画して、必要な情報収集・共有を行うとともに、被災地の自治体との連絡調整には、岩手県、宮城県及び福島県の教育委員会に連絡担当の職員を現地リエゾン（連絡要員）として派遣して長期滞在させるほか、政務三役や関係職員が被災地を視察訪問するなどして、被害状況や支援の要望等の把握に努めました。

この東日本大震災を受けた文部科学省の緊急時対応体制について検証した結果を以下に示します。

(2) 主な課題と教訓

① 複合災害に対応した省内の体制

地震発生（3月11日14時46分）及び東京電力株式会社からの原子力災害に係る通報（3月11日15時42分）の後、省内には非常災害対策本部（16時30分）と原子力災害対策支援本部（16時45分）の2つの本部がすみやかに設置されました。

これら2つの本部は、文部科学省防災業務計画に基づくものであり、その設置要領によれば、いずれも事務次官を本部長とし、全局長等から構成される本部員からなり、その役割は、次のように定められています。

非常災害対策本部は、災害対策基本法に基づき設置される非常災害対策本部※1又は緊急災害対策本部※2及び関係省庁との連絡、人的及び物的被災状況等の把握、災害応急対策等の総合調整その他の災害応急対策に関する事務を行う。（文部科学省非常災害対策本部設置要領「1. 対策本部の事務」）

※1：災害対策基本法に基づき、非常災害が発生した場合に、国務大臣を本部長として設置される国の組織

※2：災害対策基本法に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、内閣総理大臣を本部長として設置される国の組織

原子力災害対策支援本部は、・・・、放射能影響予測等の実施、学校等における防護措置等、事故応急対策に係る関係機関間との連絡その他の文部科学省における災害応急対策に関する事務を行う。（文部科学省原子力災害対策支援本部設置要領「1. 支援本部の事務」）

文部科学省防災業務計画においては、中央防災会議作成の防災基本計画に基づき、地震災害、原子力災害等それぞれの災害ごとに規定していましたが、2つの本部相互の関係性については、非常災害対策本部に関する規定（第1編総則 第3節防災体制の確立 第1文部科学省における防災体制の整備 (3) 文部科学省非常災害対策本部）の箇所に、ただし書で「原子力施設等での事故に関しては、第4編（＝原子力災害対策）に定めるとおりとする。」としており、2つの本部が設置された後、両本部が併置することを前提に、その連携も見据え、文部科学省としてどのように一体的に事態に対処するかという視点が欠けていました。このため、2つの本部はすみやかに設置されましたが、体制の分散により次のような課題を残しました。

（情報収集・伝達や指揮命令系統などが不明確）

2つの本部の間では、原子力災害関係は原子力災害対策支援本部、その他の震災全般の関係は非常災害対策本部という基本的な役割分担となり、事務的なとりまとめの部署も教育関係と科学技術関係で分かれ、省内全体の対応をとりまとめる役割を担う部署がどこかわかりにくい状況にありました。

省内の各部局としても、その取り扱う情報や案件は、地震・津波災害に係るものと原子力災害に係るものとの区別が必ずしも明確なわけではないため、どのような全体的な方針のもと対処すべきか苦慮する面があり、省全体としても省内の情報の集約作業や官邸との窓口などの対応において混乱が見られました。

また、学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方の設定をめぐる一連の取組など学校担当部局と科学技術担当部局の役割分担が必ずしも明確でなかった分野において、当初、役割分担の整理にその都度時間がかかり、対外的に縦割りを指摘されることもありました。このように情報収集・伝達や指揮命令系統などが不明確で、省全体として司令塔の機能を十分に発揮することが難しい状況にありました。

なお、非常災害対策本部や原子力災害対策支援本部で実際に誰がどこでどのような役割を担って対応にあたっているのか関係職員以外の一般職員にはほとんど知られていなかったことも、両本部の役割や相互の関係をわかりにくくしたものと考えます。

（重複する事務局の構成員の位置づけなどが不明確）

非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部の事務局の職員は文教施設の復旧担当など重複する職員が多々います。

今回、非常災害対策本部のもと地震・津波で被災した学校等に関する対応のため、原子力災害対策支援本部に学校等を担当する文教班の班員が参集できませんでした。

2つの本部が併置するという想定外の状況下、学校等に関する対応は非常災害対策本部のもと行われましたので、対外的に大きな問題はなかったとも言えますが、2つの本部に

重複する事務局の構成員の位置づけや行動指針が不明確で、戸惑う面がありました。また、原子力災害対策支援本部の中では、特に当初の混乱の中で、学校等に関する十分な情報共有が行いにくい状態でした。

(本部等の配置により迅速な情報共有・伝達に苦勞)

原子力災害対策支援本部は文部科学省庁舎3階、その事務局の中心となる科学技術・学術政策局原子力安全課は同15階、政務三役執務室・大臣官房総務課・非常災害対策本部会合会場(2回目以降)は同11階、非常災害対策本部の事務局の中心となる大臣官房文教施設企画部は文部科学省旧庁舎の4階にありました。

このように、今回の震災への対応の中心となるべき部署間の物理的な距離により、迅速な情報共有・伝達に苦勞する面がありました。特に、当初エレベーターが全面停止したことや携帯電話がつながりにくくなっていたことも大きく影響を与えました。

また、もともと非常災害対策本部の会合会場として想定されていた非常災害対策センター(EOC: Emergency Operation Center)は原子力災害対策支援本部が使用することとなったため、非常災害対策本部は1回目を除きやむを得ず文部科学省庁舎11階の省議室を使用することとなりました。

非常災害対策本部は緊急時にはEOCを使用することを前提に事前の訓練なども重ねてきたにもかかわらず、その緊急時に本部の会場を別途確保する必要が生じたことなど課題を残しました。

なお、4月11日に省内に復旧・復興対策本部が設置されましたが、その事務局は、政務三役執務室や大臣官房総務課と同じフロアで物理的に近い11階のスペースを使用しました。

教訓

○地震・津波等の自然災害と原子力災害という複合災害に対応して2つの本部が併置することを想定した省内の体制整備のため、文部科学省防災業務計画等において必要となる新たなルールの整備が必要

○より迅速な情報共有・伝達に資する事務局体制や執務空間・会議室の確保が必要

②非常災害対策本部の体制

(事務局の構成員の連携が困難)

非常災害対策本部の設置要領では、非常災害対策本部には、庶務班を置き、文教施設企画部長の指揮の下に対策本部の事務を遂行することとなっています。

具体的には、庶務班は、大臣官房の総務課、広報室、文教施設企画部、会計課の職員から構成されています。

庶務班の構成員に定期・不定期の人事異動もある中で、日頃、庶務班の構成員としての意識の醸成や情報の共有を明確に意識した準備・訓練は不十分でした。また、庶務班の構成員としての任務と職員の本務との関係も不明確でした。

このため、緊急時の緊迫した状況の中で、庶務班の構成員として相互に連携した十分な対応が期待しにくいという課題を残しました。

(未曾有の災害に応じた対応が困難)

震災発生後、非常災害対策本部自体はすみやかに設置され、その会合は3月11日から14日の3日間で5回開催され、初期の段階に被害状況など関連情報の収集に全力を尽くすことの確認やその時点での状況の確認や必要な情報共有・伝達などがなされました。

その後、4月11日に省内に復旧・復興対策本部（本部長は事務次官）が設置されるまで非常災害対策本部の会合は開催されていませんでしたが、この間、震災への省としての対応については、政務三役会議が開催され、全省的に必要な意思決定や情報共有・伝達などがなされました。その際の事務的な庶務の役割は、大臣官房総務課が中心となって担いました。

また、震災発生後の対応について省庁間の連携をスムーズにするため、各省庁の事務次官等から構成される各府省連絡会議が3月に新たに設置されましたが、これに関する省内の事務的な庶務の役割も、大臣官房総務課（復旧・復興対策本部が解散した7月8日以降は大臣官房政策課）が中心となって担いました。

実際、官邸の緊急災害対策本部等からの連絡先も、次第に大臣官房総務課と原子力災害対策支援本部事務局に収れんしていきました。

非常災害対策本部の設置要領では、既に述べた庶務班の事務を総括整理する庶務班長が文教企画施設部の施設企画課長、本省内部部局との連絡及び対策本部の庶務を行う総務係長が総務課企画官、災害対策基本法に基づき設置される非常災害対策本部、緊急災害対策本部、関係省庁との連絡、人的及び物的被害状況の把握を行う情報連絡係長が施設企画課防災推進室長であるなど、設置要領上の役割分担は明確化されていました。

今回は、未曾有の災害規模、地震・津波災害と原子力災害の複合災害、政務三役による意思決定の必要性、官邸との連絡の重要性などから、単なる被害状況のとりまとめ・情報共有にとどまらず、文部科学省のかかわるハード・ソフト両面に及ぶ災害応急対策全般にわたって政務三役や官邸等との連絡・調整や、省全体としての迅速な意思決定など司令塔としての役割が強く求められました。

非常災害対策本部の事務局の中心を担う文教施設企画部が、震災による大きな混乱の中で他部局からの交替人員を確保しながら、震災発生から約1ヶ月後の4月4日までは1日数回、その後も1日1回、全省的な被害状況のとりまとめと公表などの作業に日々追われるとともに、非常災害対策本部庶務班の総務係である大臣官房総務課所属の構成員も、本省内部部局との連絡調整が膨大となり、次第に大臣官房総務課の組織的な対応が強まっていきました。

なお、既に述べたとおり、震災から1ヶ月後の4月11日から7月8日までは、省内に復旧・復興対策本部が設置され、その専属の事務局として省内の複数の部局から8名程度の職員が配置されました（総括リーダーは大臣官房総務課企画官）。

また、国の東日本大震災復興構想会議（4月14日第1回～11月10日第13回）の提言のとりまとめへの対応などについては、省全体の政策的な観点から大臣官房政策課において担当することとなりました。

以上のように今回の災害への対応については、非常災害対策本部や事務局に加え、政務三役会議やそれを支える大臣官房総務課等の存在がありました。

このことは、省全体として柔軟に対応体制を築くことができたと評価しうる一方、防災業務計画等にあらかじめ定められた非常災害対策本部や事務局との関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくいものとなり、組織的な体制の在り方として課題を残しました。

教訓

- 非常災害対策本部の庶務班等の構成員である関係局課の職員間の連携を深めるための意識の醸成や定期的な情報の共有が必要
- 地震・津波等の自然災害と原子力災害という複合災害や大規模災害など災害の状況に応じて非常災害対策本部の事務の中心を担うべき部署を柔軟に設定すること、震災への対応における政務三役会議のかかわりの明確化などの整理が必要

③原子力災害対策支援本部の体制

（未曾有の災害に応じた対応が困難）

原子力災害対策支援本部及び同各班の構成員は、その設置要領及び原子力事故・災害時対応マニュアルであらかじめ定められています。規定上は、事務次官が本部長で、文部科学審議官の位置づけはありませんが、今回、実態上は文部科学審議官が本部を統括する形となりました。

また、構成員を対象とした研修・訓練が実施されていたにもかかわらず、大規模の地震・津波等の発生、事態が長期化した場合の交替要員は考慮されていない体制となっていたため、実際にはあらかじめ定められていた構成員とは別の者も事前の研修・訓練のないまま対応にあたることとなりました。

さらに、原子力災害対策支援本部の中で特定の幹部職員が常駐し、一元的に情報を把握の上、指揮命令を行ったことにより、迅速な対応が可能となる一方、全体の状況を把握している職員が一定の範囲内に限られ、職員間の情報共有の点で課題を残しました。

このほか、3月16日から7月まで、内閣官房長官のアドバイザーとして内閣官房政策調査員に任命された放射線総合医学研究所放射線防護研究センター長が、EOCに常駐することとなり、専門家の知識を素早く取り入れる体制が新たに構築されました。

これらはいずれも、省全体として柔軟に対応体制を築くことができたと評価しうる一方、防災業務計画等にあらかじめ定められた原子力災害対策支援本部の構成員などとの関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくいものとなり、組織的な体制の在り方として課題を残しました。

(必要な人員の確保が困難)

今回、原子力災害対策支援本部の文教班の班員は、非常災害対策本部のもと、地震・津波で被災した学校等に関して対応する必要があると、物理的にEOCに参集できなかったことは既に述べたとおりです。

その後、原子力災害に係る課題への対応が長期化するのに伴い、より多くの人員が必要となり、省内の他の関係部局の職員の応援派遣といった補強がなされましたが、必要な人員の確保に課題を残しました。

なお、原子力災害対策支援本部においては、もともと原子力安全業務に携わっていた者は、文部科学省職員や関係機関の専門家の現地派遣、モニタリングのためのヘリコプターの手配等実務の調整に追われ、その他のほとんどの要員が政務三役・議員対応や各種会議の対応、官邸・他省庁との調整業務に追われていたこと、原子力災害に関する国民への情報提供は政府の原子力災害対策本部が一元的に行うことになっていたことなどから、国民一般に対する情報提供の体制が当初必ずしも十分でなかったと言わざるを得ません。

教訓

○地震・津波等の自然災害と原子力災害という複合災害や大規模災害など災害の状況に応じて原子力災害対策支援本部の事務局を統括する職員を柔軟に指定したり、各部局等から全省的に職員の応援派遣を行うルールを定めるなど、文部科学省防災業務計画等において必要となる新たなルールの整備が必要

④緊急時の会議の設置形態

既に述べたとおり、地震・津波災害と原子力災害の複合災害であり、大規模で長期に及ぶ前例のない災害に対応するため、今回、文部科学省は震災直後の応急段階から復旧・復興の各段階に応じて本部や分野ごとのチーム等を設置し、対応にあたりました。

具体的には、文部科学省防災業務計画に位置づけられた非常災害対策本部、原子力災害対策支援本部、復旧・復興対策本部のほか、教育復興チーム（4月12日）、文教施設復興チーム（4月13日）、文化復興チーム（4月11日）などが設置されました。

このことは、必要な情報共有や連絡調整を行うきめ細かな対応体制として評価しうる一方、ここでも体制の分散によりその位置づけや相互の関係がわかりにくいものとなりました。

また、課長等幹部による構成になっていても担当者間での情報共有ですんだり、定期的な通常の会議の後の情報共有ですんだりする部分もあったりしました。これらは必ずしもチーム形式をとるまでもなく、通常の打ち合わせで十分に対応可能なものでした。

もちろん、チームという形態をとること自体否定するものではありませんが、限られた時間とマンパワーの中での効率的な震災への対応として課題を残しました。

教訓

○チームや会議の趣旨・目的の明確化とそれに応じた機動的でメリハリのある運営の徹底（危機管理・緊急時の対応については、できるだけシンプルな組織体制の構築を目指すことや真に必要なチームや会議の立ち上げに絞る意識の徹底）が必要

⑤文部科学省の職員の危機管理に関する意識

今回の震災への対応については、非常災害対策本部や原子力災害対策支援本部の事務局を担う部署だけでなく、省全体として多くの職員が携わることになりました。

しかし、防災や災害対応など危機管理に対する認識において課題を残しました。

教訓

○危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要

⑥政府内の連絡調整の体制

(官邸への職員の派遣について)

3月11日から7月15日まで官邸危機管理センターに官邸リエゾン（連絡要員）が置かれ、文部科学省からも常駐の担当者を1日交替で派遣し、電話及びFAXにより連絡をとり合い、センターと省内との調整を行いました。

官邸リエゾンには省内の各部局から職員が派遣されましたが、個々の職員の業務適性や事前説明・引き継ぎが必ずしも十分になされなかった問題があり、迅速かつ正確な連絡調整に課題を残しました。

(官邸への幹部職員の派遣について)

官邸危機管理センターには、官邸緊急参集チームとして関係省庁から局長・審議官級の派遣が求められ、災害への対応にあたり、各省庁間で横断的な情報共有と連絡調整などが行われました。

文部科学省は、当初は帰宅困難者対応がメインと考えられたため、初等中等教育局長、続いて、総括審議官が対応しました。

その後、原子力災害への対応がメインとなってきたため、省内での対応のため本来の担当である科学技術・学術政策局長に代わり、本来の職務とは関わりなく、原子力分野に詳しい国際統括官、官房審議官、政策評価審議官、政策課長がローテーションを組んで対応しました。（他省庁はローテーションではなく、基本的に特定の職員が対応）

省内の原子力災害対策支援本部の実務上の事務局長である担当局長が官邸危機管理センターに継続して常駐することは現実的ではなく、このことは、全省的な体制の中での柔軟な対応として評価しうる一方、その時々々の職員個人や当該職員の本来業務の繁忙の状況等に依存せざるを得ず、組織的な体制の在り方として課題を残しました。

教訓

○官邸リエゾンについては、今回の実績も踏まえ、最低限の業務遂行上のルールや留意点をまとめ、共有するとともに、適切な人選及び派遣にあたっての事前説明の徹底が必要

○幹部職員の官邸への派遣については、担当局長等が対応できないことに備えたルールづくりの検討が必要

⑦地方との連絡調整の体制

(非常時の情報収集・伝達について)

災害発生直後から通信・交通手段の喪失等により、連絡がとれない自治体や関係機関等が発生し、情報が錯綜する中で被害状況の把握などの迅速かつ正確な情報の収集や伝達などに支障が生じました。

(被害状況の効率的な把握について)

災害への対応としては、まず被害状況の迅速かつ正確な把握が重要です。しかし、今回、災害発生直後の混乱の中で、省内の各部局からそれぞれの担当分野に対応した調査項目・様式により、独自に調査依頼、集約がなされ、担当分野ごとに必要な情報を得ることができた一方、被災自治体にも負担をかけることになりました。

(政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問について)

政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問は実情を踏まえた取組を進める上で重要です。被災地の教育委員会等は移動手段の確保、案内、関係自治体や学校との調整など相応の準備・対応が必要となるため、できる限り負担の少ない運用となるよう留意しましたが、今後もこの視点をより一層重視することが必要です。

(被災地に派遣した現地リエゾンについて)

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）には県教育委員会に現地リエゾンとして職員を各1名派遣し、情報収集や被災地のニーズの把握等に貢献しました。

一方、緊急に国の職員を派遣する場合、その必要性の判断や自治体との調整等を責任を持って担う部署が当初明確でなかったことや、震災の混乱の中、リエゾンが動きにくい面もありました。また、その存在が省内全体まで必ずしも十分に周知されておらず、一層の活用に課題を残しました。

(現地連絡対策室・現地対策本部に派遣した職員について)

被災3県の政府の現地連絡対策室（岩手・福島県内）及び現地対策本部（宮城県内）には文部科学省から文教施設企画部の職員を中心にローテーションを組んで派遣し、被災情報の収集や被災地のニーズ把握を行い、復旧・復興対策本部等の事務局や派遣元の部局等に対し、それらの情報提供を行いました。

しかし、当該職員の担当分野以外の対応に苦慮する面もあり、1週間交替での派遣であるため被災自治体との人間関係の構築も困難で、本音の情報収集などは極めて難しいものでした。

また、独自の移動手段等もなく、動きにくい面がありました。さらに、その存在が省内全体まで必ずしも十分に周知されておらず、一層の活用に課題を残しました。

被災地に派遣した現地リエゾンや現地連絡対策室・現地対策本部に派遣した職員など被災地に派遣した職員からは非常災害対策本部等の事務局や派遣元の部局やその他の関係部局に対し、様々な情報の提供などがなされましたが、各部局の連携のもと、情報の集約や派遣職員の活動のサポートを行う省内の一元的な体制が十分に整っていなかったと言えます。

なお、初等中等教育局に、局内の職員3名を被災3県を担当するリエゾンとして配置し、担当地区の情報の収集や被災地からの要望等に対して局内外の関係課との調整にあたり、アドバイスを行うなど機能しました。とりわけ福島県については、被災地の視察訪問や会議等への出席も積極的に行い、顔の見える関係づくりにも留意したところです。

教訓

- 災害発生後、通常連絡ルートが使えない場合を想定した情報収集・伝達ルートや手段の確保に努めることが必要
- 迅速かつ正確な情報収集を可能とするため、あらかじめ被害情報の収集様式データの統一化や調査の実施に当たって必要となる定義の確認などが必要
- 政務三役や幹部職員等の視察訪問について、非常災害対策本部など全省的な場において現地に過度の負担をかけないような調整が必要
- 現地リエゾンについては、今回の実績も踏まえ、派遣にあたっての事前説明の徹底や職員への周知の一層の徹底とともに、各部局の連携のもと、情報の集約とサポートを一元的に行う省内の仕組みが必要
- 現地連絡対策室等に派遣する職員については、今回の実績も踏まえ、適切な派遣期間の設定、派遣にあたっての事前説明の徹底や職員への周知の一層の徹底とともに、各部局の連携のもと、情報の集約とサポートを一元的に行う省内の仕組みが必要

⑧文部科学省の業務継続体制（計画）

文部科学省防災業務計画では、文部科学省を含む首都圏が被災した場合、職員及び来訪者等の避難、庁舎施設・設備の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の応急対応や被災時でも継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）が円滑に実施されるよう、体制の整備を図ることとされ、より具体的な非常時優先業務の体制や内容等については、別に定められる業務継続計画によることとされています。これを受け、文部科学省首都直下地震対応業務継続計画が策定されています。

今回の災害においても、この業務継続計画を参考に対応がなされたところですが、次のような課題を残しました。

(文部科学省首都直下地震対応業務継続計画の内容について)

文部科学省首都直下地震対応業務継続計画は、文部科学省が首都直下地震を被災したときに適用し、風水害によって文部科学省が被災した場合にも準用するとされていますが、今回のような災害の場合については規定されていません。

また、この業務継続計画では、例えば、全体の指揮命令系統について、「文部科学省全体の非常時優先業務の指揮命令系統は防災業務計画に定める文部科学省非常災害対策本部の指揮命令系統とする。」とされています。このように、文部科学省防災業務計画と同様、今回のような地震・津波災害と原子力災害の複合災害に対応するために、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部という2つの本部が設置された後、両本部が併置することを前提に、その連携も見据え、文部科学省としてどのように一体的に事態に対処するかという視点が欠けていました。

(文部科学省首都直下地震対応業務継続計画の周知について)

既に述べたとおり、この業務継続計画の存在や内容についての職員の意識を向上させることが必ずしも十分ではなく、最低限必要な情報の共有に課題を残しました。

教訓

- 首都直下地震のみならず、大規模災害や地震・津波等の自然災害と原子力災害という複合災害に適切に対応しうるようにするため、業務継続計画等において必要となる新たなルールの整備が必要
- 業務継続計画に関する職員の意識の向上や情報の共有を進めるため、職員向けの啓発活動の充実が必要

(3) 提言

「(2) 主な課題と教訓」を踏まえ、検証チームとして以下の10の提言をとりまとめました。

提言1 文部科学省防災業務計画、業務継続計画等の改訂

中央防災会議作成の防災基本計画を踏まえた文部科学省防災業務計画に基づき、自然災害等については文部科学省非常災害対策本部等を、原子力災害については文部科学省原子力災害対策支援本部等を設置することとされていますが、自然災害対応と原子力災害対応の2つの本部が併置することを想定した省内の対応体制が計画されていないとともに、政務三役会議のかかわりも整理されていません。

また、文部科学省首都直下地震対応業務継続計画は、首都直下地震の対応に留まっており、複合災害等への対応が位置づけられていません。

以上のことから、今回の教訓を踏まえ、危機管理の観点から適切な省内の対応体制を明確にしておくため、文部科学省防災業務計画や文部科学省首都直下地震対応業務継続計画等を改定すべきです。

提言2 原子力事故・災害時対応マニュアルの改定

原子力災害対策支援本部は、文部科学省防災業務計画第4編第2章第5に基づき設置され、その本部及び同各班の構成員は文部科学省原子力災害対策支援本部設置要領及び原子力事故・災害時対応マニュアルに定められています。自然災害との複合災害か否かによらず一律の規定となっています。今回、規定上位置づけのない文部科学審議官が本部を統括する形となりました。また、原子力災害対策支援本部文教班の構成員は、非常災害対策本部のもと地震・津波で被災した学校等に関して対応する必要がある、物理的に非常災害対策センター（EOC）に参集できませんでした。他方、原子力災害対策支援本部においては、学校等における放射線防護措置に係る関係機関との連絡その他の応急対策に関する事務を行うため放射線に関する知識を有する者を指定して別途学校班を置くこととなりました。今回の教訓を踏まえ、災害に応じた適切な省内の対応体制を明確にしておくため、原子力事故・災害時対応マニュアルを改定すべきです。

その際、今回、原子力災害対策支援本部の対応が長期にわたり、各班の構成員が交替しつつ柔軟に対応していることから、災害対応が長期にわたることも想定した内容となるよう留意すべきです。

提言3 被災地の情報の的確な把握

今回、地震発生直後から連絡がとれない自治体や関係機関が発生するなど情報の収集や伝達に支障が生じました。震災時に通常の連絡ルートが使えない場合を想定した情報収集・伝達ルートや手段の確保に努めるとともに、被害情報収集様式の統一化、調査の実施にあたって必要となる定義の確認などをあらかじめ行っておくべきです。

提言 4 非常災害対策本部事務局等の適切な物理的配置

今回、非常災害対策本部会合は、初回のみ文部科学省庁舎 3 階の EOC にて開催されましたが、EOC は常時、原子力災害対策支援本部で使用することとなったため、2 回目以降は文部科学省庁舎 1 1 階の省議室で開催されました。また、復旧・復興対策本部も省議室で開催されました。非常災害対策本部や復旧・復興対策本部の事務局は、災害応急対策全般にわたって政務三役、官邸等との連絡・調整や、省全体としての迅速な意思決定など司令塔としての役割が強く求められ、震災発生から 1 ヶ月後に設置された復旧・復興対策本部事務局専従班執務室は、政務三役執務室と同じフロアで物理的に近い 1 1 階に設置されました。今回のような震災時には、同様の事務局専従班執務室や非常災害対策本部の会合場所が震災発生後すみやかに適切な場所に設置されるよう検討すべきです。

提言 5 災害対応要員の連携強化

非常災害対策本部の庶務班をはじめ災害対応要員である関係局課の職員間の連携を深めるため、意識の醸成や定期的な情報の共有の方策について検討すべきです。

提言 6 官邸派遣要員の適切な派遣

原子力災害対策特別措置法第 1 5 条に規定する原子力緊急事態が発生した場合、「原子力災害対策マニュアル」に基づき、内閣危機管理監は、政府としての対応について調整するため、必要に応じ関係局長等会議を官邸で開催することとなっており、文部科学省科学技術・学術政策局長が構成員となっています。今回、官邸危機管理センターにおいては、3 月から 7 月 1 5 日まで関係局長等会議として継続的に緊急参集チーム会合が開催され、関係省庁から局長・審議官級職員及び支援スタッフとしての官邸リエゾン（連絡要員）の常時派遣が求められました。しかしながら、科学技術・学術政策局長は、文部科学省において原子力災害対策支援本部事務局長としての役割を果たすため、緊急参集チーム要員は、原子力分野に詳しい幹部職員が毎日交替で対応、また、官邸リエゾンについても、総務課の調整のもと、毎日交替で派遣することとなり、引き継ぎに苦労することとなりました。

幹部職員の官邸への派遣については、担当局長等が対応できないことに備えたルールづくりについて検討すべきです。

また、官邸リエゾンについては、今回の実績も踏まえ、最低限の業務遂行上のルールや留意点をまとめ、共有するとともに、適切な人選及び派遣にあたっての事前説明を徹底するよう配慮すべきです。

提言 7 被災地派遣要員の適切な派遣

被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の教育委員会に、震災発生後すみやかに現地リエゾン職員各 1 名を派遣し、情報収集やニーズの把握等に対応しました。一方、被災地への職員の派遣について、当初責任を持って担う部署が明確でなかったことから、今後、これを明確にするとともに、省内での連携体制の検討を行うべきです。

また、今回、被災3県における国の現地連絡対策室・現地対策本部に、文部科学省から文教施設企画部の職員を中心にローテーションを組んで派遣し、情報収集やニーズの把握等に対応しました。しかしながら、1週間交替であり、当該職員の担当分野以外の対応に苦慮する面もあり、現地派遣要員の派遣の在り方に課題を残しました。現地連絡対策室・現地対策本部に職員を派遣するにあたっては、適切な派遣期間の設定等に配慮すべきです。

さらに、要員派遣にあたって、事前説明の徹底や省内職員への一層の周知徹底を行うとともに、各部局の連携のもと、情報の集約とサポートを一元的に行う省内の仕組みをあらかじめ文部科学省防災業務計画等に位置づけておくなど検討すべきです。

提言8 職員向け情報の適切な共有

今回、非常災害対策本部、原子力災害対策支援本部や復旧・復興対策本部において共有されていた情報や現地への職員派遣状況などについて、一部はイントラネットの掲示板への掲載等も行われていましたが、省内職員に必ずしも十分共有されていたとは言い難いものがありました。省内職員が認知しておくことが望ましい災害対応情報については、イントラネットの掲示板機能の活用やその周知の在り方を検討すべきです。また、大規模災害時には一部の職員のみならず全省的な対応が必要になりうることから、職員の意識向上や迅速な対応を図るため、危機管理に関する啓発活動の充実方策を検討すべきです。

提言9 チーム会合の適切な運営

今回、非常災害対策本部に加え、教育復興チーム（4月12日）、文教施設復興チーム（4月13日）、文化復興チーム（4月11日）などが設置されました。これらは、職員間の情報共有に資する一方、限られた時間とマンパワーの中で効率的な業務を行う上で課題を残しました。震災発生に伴い同様のチームを設置するにあたっては、その趣旨・目的の明確化、真に必要な体制の構築を目指し、目的に応じ機動的でメリハリのある運営を徹底するよう配慮すべきです。

提言10 被災地訪問視察にあたっての適切な配慮

幹部職員等による被災地訪問視察は、実情を踏まえた取組を進める上で重要である一方、被災地の自治体にとっては移動手段の確保、案内、関係機関との調整など相応の準備・対応が必要となります。被災地訪問視察にあたっては、先方に過度の負担をかけないように、訪問目的の明確化、先方の都合に配慮した日程調整など適切な配慮を行うべきです。

(4) 関係資料

- ・ 文部科学省防災業務計画（抄）…………… 2 1
- ・ 文部科学省非常災害対策本部設置要領（抄）…………… 2 4
- ・ 文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部の設置について（抄）…………… 2 8
- ・ 東北地方太平洋沖地震に関する文科省の対応体制（教育関係）について（抄）…………… 3 0
- ・ 教育復興チームの設置について（抄）…………… 3 1
- ・ 文教施設復興チームの設置について（抄）…………… 3 3
- ・ 文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部文化復興チームの設置について（抄）…………… 3 5
- ・ 文部科学省原子力災害対策支援本部設置要領（抄）…………… 3 7
- ・ 原子力事故・災害時対応マニュアル（抄）…………… 4 1
- ・ 文部科学省首都直下型地震対応業務継続計画（抄）…………… 4 5

文部科学省防災業務計画（抄）

平成 13 年 1 月 6 日
12 文科人第 28 号
文部科学大臣決定

沿革 平成 16 年 4 月 1 日文科施第 1 号修正
平成 16 年 5 月 20 日文科施第 63 号修正
平成 16 年 10 月 27 日文科施第 323 号修正
平成 18 年 7 月 10 日文科施第 164 号修正
平成 20 年 6 月 30 日文科施第 138 号修正

第 1 編 総則

第 1 節 この計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項及び第 37 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条第 1 項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災に関する必要な事項を定め、もって防災行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第 3 節 防災体制の確立

第 1 文部科学省における防災体制の整備

(3) 文部科学省非常災害対策本部

- 文部科学大臣は、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、応急対策について万全の措置を講ずるため、本省に文部科学省非常災害対策本部を設置する。

また、非常災害に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、文部科学省非常災害対策本部に非常災害対策班を設置することができるものとする。

文部科学省非常災害対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。

ただし、原子力施設等での事故に関しては、第 4 編に定めるとおりとする（以下本節第 1 (3) ～ (7) における対策本部等において同じ）。

- (6) 災害対策関係省庁連絡会議、政府対策本部等への対応
- ・ 災害対策関係省庁連絡会議、政府対策本部、政府現地災害対策本部、政府現地調査団等が開催又は設置された場合、関係職員を参画させ、災害対策の連絡調整等の円滑な実施に努める。
- (8) 文部科学省を含む首都圏が被災した場合の措置
- ・ 文部科学省を含む首都圏が被災した場合、職員及び来訪者等の避難、庁舎施設・設備の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の緊急対応や被災時でも継続すべき通常業務（以下、「非常時優先業務」という。）が円滑に実施されるよう、体制の整備を図る。
なお、より具体的な非常時優先業務の体制や内容等については、別に定められる業務継続計画によることとする。

第2編 地震災害対策

第2章 災害応急対策

地震災害発生の場合は、次に掲げる応急措置を講ずる。

第1節 情報の収集、伝達

- (1) 発災情報の把握
- ・ 気象庁等関係省庁との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。
- (2) 被害情報の収集・伝達
- ・ 災害の規模、程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとる。
 - ・ 被害情報について被災地域の関係機関から必要な情報を収集する。各局課は事務分掌に基づき必要な情報を収集し、文教施設企画部施設企画課（文部科学省非常災害対策本部非常災害対策班が設置された場合は、非常災害対策班）に報告する。
 - ・ 情報の収集は災害発生後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努める。
 - ・ 災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器やテレビ、ラジオ等の活用のほか、必要に応じ、職員を現地に派遣するなど、あらゆる手段での情報の収集、伝達に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 復旧、復興事務体制の整備

(1) 文部科学省復興対策本部、復興対策班

- ・ 災害復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省復興対策本部を設置する。
また、災害復旧、復興対策に関する事務の連絡を円滑に行うため、文部科学省復興対策班を設置することができる。

第4編 原子力災害対策

第2章 災害応急対策

第2節 活動体制の確立

第5 文部科学省原子力災害対策支援本部

- ・ 担当外施設に関して特定事象発生との連絡があった場合、また、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、文部科学省原子力災害対策支援本部を組織する。文部科学省原子力災害対策支援本部の組織及び必要な事項については、別に定める。

第6 原子力災害対策本部等

(4) その他

- ・ 担当外施設において、原子力緊急事態宣言が発せられた場合には、速やかに原子力災害対策本部及び現地対策本部に職員を派遣する。また、原子力艦の原子力災害において非常災害対策本部等及び現地対策本部が設置された場合には、速やかに職員を派遣する。

文部科学省非常災害対策本部設置要領（抄）

1. 対策本部の事務

文部科学省非常災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法に基づき設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部及び関係省庁との連絡、人的及び物的被災状況等の把握、災害応急対策等の総合調整その他の災害応急対策に関する事務を行う。

2. 対策本部の構成

- (1) 対策本部の長は、文部科学省非常災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、対策本部の事務を総括する。
- (2) 対策本部に、副本部長、本部員、幹事その他の職員を置く。
- (3) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故のある場合は、その職務を代理する。
- (4) 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別記1に掲げる者をもって充てる。

3. 本部会議

- (1) 対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部会議は、本部長が必要に応じて召集し、対策本部の事務について重要事項の審議、調整等を行う。

4. 幹事会

- (1) 対策本部に幹事会を置き、文教施設企画部長及び幹事をもって構成する。
- (2) 幹事会は、文教施設企画部長が必要に応じて召集し、対策本部の事務について審議、調整等を行う。

5. 庶務班

- (1) 対策本部に庶務班を置き、文教施設企画部長の指揮の下に対策本部の事務を遂行する。
- (2) 庶務班の構成及び事務所掌は、別記2のとおりとする。

7. 非常災害対策班の設置等

- (1) 非常災害対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、対策本部に非常災害対策班（以下「対策班」という。）を設置することができる。
- (2) 対策班は、政策評価審議官が班長として総括し、大臣官房総務課企画官、大臣官房総務課副長及び大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室長を班長代理とする。
- (3) 班長は、関係各局課員を指名する者を班員として対策班に参加させることができる。
- (4) 対策班の庶務は、大臣官房総務課が行う。

9. その他

- (1) 非常災害対策本部の名称には、その災害を端的に表現する名称を冠するものとする。
- (2) 文部科学大臣は、災害対策の必要がなくなったと認められる場合は、対策本部を廃止するものとする。

文部科学省非常災害対策本部 本部員、幹事 名簿

本部長	事務次官	
副本部長	官房長	
本部員	生涯学習政策局長（代理 担当審議官）	
	初等中等教育局長（代理 担当審議官）	
	高等教育局長（代理 担当審議官）	
	科学技術・学術政策局長（代理 科学技術・学術政策局次長）	
	研究振興局長（代理 担当審議官）	
	研究開発局長（代理 担当審議官）	
	スポーツ・青少年局長（代理 スポーツ・青少年総括官）	
	国際統括官（代理 大臣官房国際課長）	
	総括審議官（代理 大臣官房総務課長）	
	政策評価審議官（代理 大臣官房総務課企画官）	
	大臣官房文教施設企画部長（代理 技術参事官）	
	高等教育局私学部長（代理 私学行政課長）	
	大臣官房人事課長（代理 大臣官房参事官）	
	大臣官房総務課長（代理 副長）	
	大臣官房会計課長（代理 副長）	
	大臣官房政策課長（代理 大臣官房政策課企画官）	
	文化庁次長（代理 文化財部長）	
	その他本部長が指名する者	
幹事	大臣官房	人事課副長 総務課副長 会計課副長 政策課情報化推進室長 国際課長 文部科学広報官
	文教施設企画部	施設企画課長 施設企画課防災推進室長
	生涯学習政策局	政策課長 社会教育課長
	初等中等教育局	初等中等教育企画課長
	高等教育局	高等教育企画課長 国立大学法人支援課長
	私学部	私学行政課長
	科学技術・学術政策局	政策課長 原子力安全課長 原子力安全課防災環境対策室長
	研究振興局	振興企画課長

研究開発局	開発企画課長
	地震・防災研究課長
	地震・防災研究課防災科学技術推進室長
スポーツ・青少年局	企画・体育課長
文化庁長官官房	政策課長
文化財部	伝統文化課長
その他文教施設企画部長が指名する者	

文部科学省非常災害対策本部庶務班

1. 構成

庶務班長	大臣官房文教施設企画部施設企画課長 (代理 大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室長)
総務係長	大臣官房総務課企画官 (代理 大臣官房総務課総務班主査)
情報連絡係長	大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室長 (代理 大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室室長補佐)
資材係長	大臣官房会計課用度班主査 (代理 大臣官房会計課管理班主査)
広報係長	大臣官房文部科学広報官 (代理 大臣官房総務課広報室室長補佐)
総務係員	大臣官房総務課法令審議室職員
情報連絡係員	大臣官房文教施設企画部施設企画課職員 (課長及び防災推進室長を除く。) 幹事を置いている課等の担当課長補佐又はこれに相当する者
資材係員	大臣官房会計課用度班及び管理班職員 (主査を除く。)
広報係員	大臣官房総務課広報室職員 (文部科学広報官を除く。)

2. 事務分掌

- (1) 庶務班長は、文教施設企画部長の指揮の下に庶務班の事務を総括整理する。
- (2) 総務係長、情報連絡係長、資材係長及び広報係長は、庶務班長を補佐し、当該係の事務を整理する。
- (3) 総務係は、本省内部部局との連絡及び対策本部の庶務を行う。
- (4) 情報連絡係は、災害対策基本法に基づき設置される非常災害対策本部、緊急災害対策本部、関係省庁との連絡、人的及び物的被害状況の把握を行う。
- (5) 資材係は、対策本部の運営に必要な物資の確保を行う。
- (6) 広報係は、報道機関への連絡及び報道関係者との応接を行う。

文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部の設置について（抄）

平成23年4月11日

文部科学省

1. 趣旨

文部科学省の所掌に係る東日本大震災による被災地の復旧及び復興、並びに被災者の支援に関する事務について、関係府省等との連絡調整及び当該事項に係る文部科学省の施策を総合的に推進するため、本省に東日本大震災復旧・復興対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 対策本部の長は、東日本大震災復旧・復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、対策本部の事務を総括する。
- (2) 対策本部に、本部長代理、副本部長、本部員を置く。
- (3) 本部長代理は、本部長を助け、本部長に事故等のある場合は、その職務を代理する。
- (4) 本部長、本部長代理、副本部長及び本部員は、別記に掲げる者をもって充てる。

3. 本部会議

- (1) 対策本部に本部会議を置き、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、対策本部の事務について重要事項の審議、調整等を行う。

4. 本部事務局

- (1) 対策本部の事務を遂行するため、対策本部に事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。
- (2) 本部事務局は、事務局長、次長及び局員をもって構成する。
- (3) 事務局長は、大臣官房長をもって充て、次長は大臣官房総務課長をもって充てる。
- (4) 上記に定めるものの他、本部事務局の組織の詳細については別途定める。
- (5) 対策本部の庶務は、本部事務局が関係局課の協力を得て行う。

5. その他

- (1) 文部科学省東北地方太平洋沖地震非常災害対策本部は廃止する。
- (2) 文部科学大臣は、復旧・復興対策の必要がなくなったと認められる場合は、対策本部を廃止するものとする。

文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部 本部員 名簿

本部長	事務次官
本部長代理	文化庁長官
	文部科学審議官
	文部科学審議官
副本部長	大臣官房長
本部員	生涯学習政策局長
	初等中等教育局長
	高等教育局長
	科学技術・学術政策局長
	研究振興局長
	研究開発局長
	スポーツ・青少年局長
	国際統括官
	総括審議官
	政策評価審議官
	大臣官房文教施設企画部長
	高等教育局私学部長
	大臣官房人事課長
	大臣官房総務課長
	大臣官房会計課長
	大臣官房政策課長
	大臣官房国際課長
	大臣官房参事官
	文化庁次長
	その他本部長が指名する者

平成 23 年 3 月 22 日

東北地方太平洋沖地震に関する
文科省の対応体制（教育関係）について（抄）

1. 趣旨

上記震災による被災者の教育支援、教育に関わる生活支援・地域づくり等の観点から、当面、省内において以下の検討体制を設ける。

2. メンバー

【大臣官房】

- 文部科学審議官
- 総括審議官
- 総務課長（総務課副長、広報官）
- 人事課長
- 会計課長
- 政策課長
- 文教施設企画部 施設企画課長

- 生涯学習政策局 政策課長
- 初等中等教育局 初等中等教育企画課長
- 高等教育局 高等教育企画課長
- スポーツ・青少年局 企画・体育課長
- 文化庁 政策課長

※庶務は、官房総務課の協力を得ながら、当面、生涯学習政策局政策課において行う。（11Fに部屋を確保。）

※筆頭課長会議終了後、文部科学審議官室で関係課長打ち合わせを定例的に開催。その他随時開催

教育復興チームの設置について（抄）

平成23年4月12日

1. 趣 旨

東日本大震災等による被災地域における教育の支援、教育に関わる生活支援・地域づくり等を推進するため、教育復興チームを設置する。

2. 構 成

- (1) 文部科学審議官が本チームを総括する。
- (2) 本チームに、総括、リーダー、副リーダー、メンバーその他の職員を置く。
- (3) 各構成員は別記のとおりとする。

3. 業 務

- (1) 被災地域における教育を支援するための方策の企画・立案及び調整。
- (2) 被災地域における教育に関わる生活支援・地域づくり等を推進するための方策の企画・立案及び調整。
- (3) その他、被災地域における教育の復興に関すること。

4. その他

本チームに関する庶務は、構成員各課の協力を得て生涯学習政策局政策課が行う。

教育復興チーム 名簿

総括	文部科学審議官
リーダー	総括審議官
副リーダー	生涯学習政策局政策課長
メンバー	大臣官房総務課長
	大臣官房総務課広報官
	大臣官房人事課長
	大臣官房会計課長
	大臣官房政策課長
	大臣官房文教施設企画部施設企画課長
	初等中等教育局初等中等教育企画課長
	高等教育局高等教育企画課長
	高等教育局私学部私学行政課長
	スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長
	その他リーダーが指名する者

文教施設復興チームの設置について(抄)

平成23年4月11日

1. 趣 旨

東日本大震災等により被災した文教施設の復旧・復興を推進するため、文教施設復興チームを設置する。

2. 構 成

- (1) 文部科学審議官が本チームを総括する。
- (2) 本チームに、総括、チーム長、チーム長代理、チーム員その他の職員を置く。
- (3) 各構成員は別記のとおりとする。

3. 業 務

- (1) 被災した公立学校、国立大学、私立学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等、文教施設の災害復旧事業の推進方策の調整。
- (2) 被災した文教施設の設置者に対する技術的援助に関する調整。
- (3) 現地調査等、災害復旧事業の事務手続に関する調整。
- (4) その他、被災した文教施設の復旧・復興に関すること。

4. その他

本チームに関する庶務は、構成員各課の協力を得て大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室が行う。

文教施設復興チーム 名簿

総 括	文部科学審議官
チーム長	大臣官房文教施設企画部長
チーム長代理	大臣官房文教施設企画部技術参事官
チーム員	大臣官房文教施設企画部施設企画課長
	大臣官房文教施設企画部施設助成課長
	大臣官房文教施設企画部計画課長
	大臣官房文教施設企画部参事官
	生涯学習政策局生涯学習推進課長
	生涯学習政策局社会教育課長
	初等中等教育局教職員課長
	高等教育局私学部私学助成課長
	スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長
	スポーツ・青少年局青少年課長
	文化庁文化部芸術文化課長
	その他チーム長が指名する者

平成23年4月11日

1. 趣 旨

東日本大震災による被災地の復旧・復興のため、被災した文化財の保存・修復、文化施設の復旧、芸術文化活動による被災者への支援、電力需給対策、被災地域で復旧・復興活動にあたる各団体との連絡調整及び指導助言等について検討するとともに、これらの取組を推進するため、文化復興チームを設置する。

2. 構 成

- (1) 文化庁長官が本チームを総括する。
- (2) 本チームに、総括リーダー、チーム長、副チーム長、チーム員を置く。
- (3) 各構成員は別記のとおりとする。

3. 業 務

- (1) 被災した文化財の保存・修復及び文化施設の復旧のための方策の企画・立案及び調整。
- (2) 芸術文化活動による被災者への支援方策の企画・立案及び調整。
- (3) 東京電力及び東北電力管内における電力需給対策に係る企画・立案及び調整。
- (4) その他、被災地域における文化の復興に関すること。

4. その他

本チームに関する庶務は、関係課等の協力を得て、長官官房政策課において行う。

文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部文化復興チーム 名簿

(平成23年4月11日現在)

総括リーダー	長官
チーム長	次長
副チーム長	長官官房審議官
〃	文化部長
〃	文化財部長
〃	文化財鑑査官
チーム員	長官官房政策課長
	長官官房著作権課長
	長官官房国際課長
	文化部芸術文化課長
	文化部国語課長
	文化部宗務課長
	文化財部伝統文化課長
	文化財部美術学芸課長
	文化財部記念物課長
	文化財部参事官
	文化部芸術文化課文化活動振興室長
	文化財部伝統文化課文化財保護調整室長

文部科学省原子力災害対策支援本部設置要領（抄）

1. 支援本部の事務

文部科学省原子力災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）は、経済産業省及び国土交通省が安全規制を担当する原子力施設等において、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報があった場合、また、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合に、放射能影響予測等の実施、学校等における防護措置等、事故応急対策に係る関係機関間との連絡その他の文部科学省における災害応急対策に関する事務を行う。

2. 支援本部の構成

- (1) 支援本部の長は事務次官とし、支援本部の事務を総括する。
- (2) 支援本部に副本部長、本部員その他の職員を置く。
- (3) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故等のある場合は、その職務を代理する。
- (4) 本部長、副本部長及び本部員は、別記に掲げる者をもって充てる。

3. 本部会議

- (1) 支援本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部会議は、本部長が必要に応じて召集し、支援本部の事務について重要事項の審議、調整等を行う。

4. 政府原子力災害対策本部の運営等

支援本部の事務のうち、政府の原子力災害対策本部の運営等に係る事務等特に迅速な対応が必要なものについては、本部長、副本部長及びあらかじめ定める本部員等による体制にて対応する。

5. 幹事会

- (1) 支援本部に幹事会を置き、科学技術・学術政策局長、科学技術・学術政策局次長及び別記に掲げる幹事をもって構成する。
- (2) 幹事会は、科学技術・学術政策局長が必要に応じて召集し、支援本部の事務について審議、調整等を行う。
- (3) 水戸原子力事務所長は、茨城県内の原子力施設で災害が発生した場合に、現地において必要な対応を行う。

6. 事務局

- (1) 支援本部に事務局を置き、科学技術・学術政策局長の指揮の下に支援本部の事務を遂行する。
- (2) 事務局の庶務は、科学技術・学術政策局原子力安全課が行う。ただし、文教施設関係については、大臣官房文教施設企画部施設企画課が協力するものとする。
- (3) 事務局の構成及び事務所掌は別に定める。

8. その他

- (1) 支援本部の初期の目的が達成された場合は、当該災害に係る支援本部を廃止するものとする。
- (2) 本設置要領に定めのない事項については、別に定めるマニュアルによるものとする。

文部科学省原子力災害対策支援本部 本部員、幹事 名簿

本部長	事務次官	(注1)
副本部長	官房長	(注1)
	科学技術・学術政策局長	(注1)
本部員	生涯学習政策局長	(代理 担当審議官)
	初等中等教育局長	(代理 担当審議官)
	高等教育局長	(代理 担当審議官)
	研究振興局長	(代理 担当審議官) (注1)
	研究開発局長	(代理 担当審議官) (注1)
	スポーツ・青少年局長	(代理 スポーツ・青少年総括官)
	国際統括官	(代理 大臣官房国際課長)
	総括審議官	(代理 大臣官房政策課長)
	政策評価審議官	(代理 大臣官房総務課企画官)
	科学技術・学術政策局次長	(代理 原子力安全課長) (注1)
	大臣官房文教施設企画部長	(代理 技術参事官) (注1)
	高等教育局私学部長	(代理 私学行政課長)
	大臣官房人事課長	(代理 副長)
	大臣官房総務課長	(代理 副長) (注1)
	大臣官房会計課長	(代理 副長)
	文化庁次長	(代理 文化財部長)
	その他本部長が指名する者	
幹事	大臣官房	人事課副長 総務課副長 会計課副長 政策課長 国際課長 参事官 文部科学広報官 (注1)
	文教施設企画部	施設企画課長 (注1) 施設企画課防災推進室長 施設助成課長
	生涯学習政策局	政策課長 社会教育課長
	初等中等教育局	初等中等教育企画課長 財務課長

	教科書課長
高等教育局	高等教育企画課長
	大学振興課長
	医学教育課長（注1）
	国立大学法人支援課長
私学部	私学行政課長
	私学助成課長
科学技術・学術政策局	原子力安全課長（注1）
	原子力安全課原子力規制室長（注1）
	原子力安全課防災環境対策室長（注1）
	原子力安全課放射線規制室長（注1）
	原子力安全課原子力安全国際室長（注1）
研究振興局	研究振興戦略官（注1）
研究開発局	原子力計画課長（注1）
	原子力研究開発課長（注1）
スポーツ・青少年局	企画・体育課長
	学校健康教育課長
文化庁長官官房	政策課長
文化財部	伝統文化課長
水戸原子力事務所長	（注2）
その他科学技術・学術政策局長が指名する者	

（注1）政府原子力災害対策本部の運営等においてあらかじめ定める本部員等

（注2）茨城県内の原子力施設で災害が発生した場合に限る

原子力事故・災害時対応マニュアル（抄）

平成20年10月
文 部 科 学 省

第2編 所管外原子力事業所編

2. 文部科学省原子力災害対策支援本部の設置等

(2-2) 文部科学省原子力災害対策支援本部の構成員

- 支援本部は、事務次官を本部長、官房長及び科学技術・学術政策局長を副本部長とし、別表5-1に示す構成員から成る。
- 支援本部に事務局を置き、事務局長は科学技術・学術政策局長とする。事務局には、総括班、放射線・医療班、文教班、庶務班、支援班を置く。それぞれの班の役割、班長、副班長は、別表5-1に示すとおりである。

(別表 5 - 1) 文部科学省原子力災害対策支援本部

本部長	事務次官※	
副本部長	官房長※	
	科学技術・学術政策局長※	
本部員	生涯学習政策局長	(代理 担当審議官)
	初等中等教育局長	(代理 担当審議官)
	高等教育局長	(代理 担当審議官)
	研究振興局長	(代理 担当審議官) ※
	研究開発局長	(代理 担当審議官) ※
	スポーツ・青少年局長	(代理 総括官)
	国際統括官	(代理 大臣官房政策課長)
	総括審議官	(代理 大臣官房総務課長)
	政策評価審議官	(代理 総務課企画官)
	科学技術・学術政策局次長	(代理 原子力安全課長) ※
	(原子力安全監)	
	大臣官房文教施設企画部長	(代理 技術参事官) ※
	高等教育局私学部長	(代理 私学行政課長)
	大臣官房人事課長	(代理 副 長)
	大臣官房総務課長	(代理 副 長) ※
	大臣官房会計課長	(代理 副 長)
	文化庁次長	(代理 文化財部長)
	その他本部長が指名する者	
幹事	大臣官房	人事課副長 総務課副長 会計課副長 政策課長 国際課長 参事官 文部科学広報官※
	文教施設企画部	施設企画課長※ 施設企画課防災推進室長
	生涯学習政策局	政策課長 社会教育課長
	初等中等教育局	初等中等教育企画課長 財務課長 教科書課長

高等教育局	高等教育企画課長 大学振興課長 医学教育課長※ 国立大学法人支援課長
私学部	私学行政課長 私学助成課長
科学技術・学術政策局	原子力安全課長※ 原子力安全課原子力規制室長※ 原子力安全課放射線規制室長※ 原子力安全課防災環境対策室長※(現地派遣) 原子力安全課原子力安全国際室長※
研究振興局	研究振興戦略官※
研究開発局	原子力計画課長※ 原子力研究開発課長※
スポーツ・青少年局	企画・体育課長
文化庁長官官房	政策課長
文化財部	伝統文化課長
水戸原子力事業所長※※	
その他科学技術・学術政策局長が指名する者	

※ 政府原子力災害対策本部の運営等においてあらかじめ定める本部員等
 ※※茨城県内の原子力施設で災害が発生した場合、現地において必要な対応を行う。

- ◇ 支援本部に本部会議（本部長、副本部長及び本部員をもって構成）を置き、本部長が必要に応じて召集。支援本部の事務について重要事項の審議、調整等を行う。
- ◇ 支援本部の事務のうち、放射能影響予測等の実施、事故応急対策に係る関係機関間の総合調整等特に迅速な対応が必要なものについては、本部長、副本部長及びあらかじめ定める本部員等による体制にて対応する。なお、あらかじめ定める本部員等の会議は、科学技術・学術政策局長の判断により開催する。
- ◇ 支援本部に幹事会（科学技術・学術政策局長および上記に掲げる幹事をもって構成）を置き、科学技術・学術政策局長が必要に応じて召集。支援本部の事務について審議、調整等を行う。
- ◇ 支援本部に事務局（事務局長は、科学技術・学術政策局長。構成及び事務所掌は以下に定める。）を置き、事務局の庶務は、科学技術・学術政策局原子力安全課が行う。ただし、文教施設関係については、大臣官房文教施設企画部施設企画課が協力するものとする。

(◎班長 ○副班長)

<p><文教班></p> <p>◎施設企画課長</p> <p>○施設企画課防災推進室長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設企画課防災調整係長 ・国際課補佐 <p>○初中局教育企画課補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設企画課補佐 ・生涯局政策課補佐 ・社会教育課補佐 ・企画・体育課補佐 ・伝統文化課補佐 ・計画課補佐 ・大学課補佐 ・専門教育課補佐 ・私学行政課補佐 ・財務課補佐 ・教科書課補佐 ・施設助成課補佐 ・医学教育課補佐 ・学校健康教育課補佐 	<p>◎学校等における防護措置等文教施設における事故応急対策に係る連絡調整（原災法第15条段階における住民安全班との連絡調整、関係地方公共団体の教育委員会等との連絡調整のとりまとめ）</p> <p>○文教班長の補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際関係機関との連絡調整 <p>○教育委員会との連絡【総括】学校との連絡の総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会との連絡【公立学校】（人的被害） ・教育委員会との連絡【公立学校】（施設被害） ・教育委員会との連絡【専修学校】 ・教育委員会との連絡【社会教育施設】 ・教育委員会との連絡【体育施設】 ・教育委員会との連絡【文化財等】 ・国立学校との連絡（施設被害） ・国立大学との連絡（人的被害）、公立大学との連絡 ・国立高等専門学校（人的被害）及び公立高等専門学校との連絡 ・私立学校等との連絡 ・避難に伴う教職員定数、学用品の給与等の対策 ・避難に伴う教科書の給与等の対策 ・公立学校施設整備等の対策 ・国立大学附属病院との連絡 ・心のケア、健康診断、学校給食等の対策
--	--

文部科学省首都直下地震対応業務継続計画（抄）

平成 20 年 6 月 30 日
20 文科総第 40 号
文部科学大臣決定
平成 22 年 4 月 1 日改定

第 1 章 位置づけと基本方針

第 1 節 位置づけ・適用範囲

(1) 位置づけ

平成 17 年 9 月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」において、災害発生時においても政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機能の継続性確保が不可欠であることから、首都中枢機関は、事業継続計画を策定し、その計画に定められた活動が災害時に的確に実行されるよう定期的な訓練を行うことが求められた。

これを受け、平成 19 年 6 月に内閣府において「中央省庁業務継続ガイドライン」が策定され、これに基づいて文部科学省においても検討を進め、本計画を策定した。

本計画は、文部科学省自体が被災した場合においても、文部科学省の役割が適切に果たせることに主眼をおいたものである。すでに、文部科学省では災害対策基本法に基づいて「文部科学省防災業務計画」を策定しているところであるが、今回策定する「文部科学省業務継続計画」は、特に首都が被災した場合に対応するために、防災業務計画に規定されている「予防」と「初動」についてより詳細に定めることによって防災業務計画を補完するものである。とりわけ、被災時に優先すべき業務を特定して詳細にその体制や内容について規定していることを特徴とする。

(2) 適用範囲

本計画は、文部科学省、文化庁が首都直下地震を被災したときに適用する。なお、風水害によって文部科学省が被災した場合にも準用する。

第 4 章 業務継続のための組織・体制

第 4 節 指揮命令系統・権限委任

(1) 全体の指揮命令系統

文部科学省全体の非常時優先業務の指揮命令系統は防災業務計画に定める文部科学省非常災害対策本部の指揮命令系統とする。